

奈良市公報

号外第25号

平成18年12月8日印刷発行
発行所 奈良市役所
発行人 奈良市長
編集人 文書法制課長
印刷所 関西印刷株式会社

目次

条 例

- 奈良市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例……………1
- 奈良市乳幼児医療費の助成に関する条例等の一部を改正する条例……………1
- 奈良市障害者自立支援法施行条例……………2
- 奈良市総合福祉センター条例等の一部を改正する条例……………3
- 奈良市国民健康保険条例の一部を改正する条例……………4
- 奈良市ならまちセンター条例等の一部を改正する条例……………4
- 奈良市自転車等の安全利用に関する条例の一部を改正する条例……………4
- 奈良市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例……………5
- 奈良市消防本部及び消防署の設置等に関する条例等の一部を改正する条例……………10
- 奈良市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例……………10
- 町の区域及び名称の変更に伴う関連条例の整理に関する条例……………10
- 市立奈良病院使用料及び手数料条例の一部を改正する条例……………11
- 奈良市手数料条例の一部を改正する条例……………11

規 則

- 奈良市自転車等の安全利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………12
- 奈良市介護保険規則の一部を改正する規則……………12
- 奈良市国民健康保険規則の一部を改正する規則……………40
- 奈良市建築物における駐車施設の附置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………43
- 奈良市保健所長事務委任規則の一部を改正する規則……………43
- 奈良市国民健康保険料収納嘱託員に関する規則の一部を改正する規則……………44

条 例

奈良市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例をここに公布する。

平成18年9月19日

奈良市長 藤原 昭

奈良市条例第42号

奈良市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「令」という。)第167条の17の規定に基づき、長期継続契約を締結することができる契約を定めるものとする。

(長期継続契約を締結することができる契約)

第2条 令第167条の17に規定する条例で定める契約は、次のとおりとする。

- (1) 事務用機械器具、車両その他の物品を借り入れる契約で、商慣習上複数年にわたり契約を締結することが一般的であるもの
- (2) 庁舎(附帯設備を含む。)の維持管理に係る契約その他の経常的かつ継続的な役務の提供を受ける契約で、複数年にわたり契約を締結することを要するもの

(委任)

第3条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

(平成18年9月19日揭示済)

奈良市乳幼児医療費の助成に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年9月19日

奈良市長 藤原 昭

奈良市条例第43号

奈良市乳幼児医療費の助成に関する条例等の一部を改正する条例

(奈良市乳幼児医療費の助成に関する条例及び奈良市老人医療費の助成に関する条例の一部改正)

第1条 次に掲げる条例の規定中「標準負担額」を「食生活療養標準負担額」に改める。

- (1) 奈良市乳幼児医療費の助成に関する条例(昭和48年奈良市条例第3号)第3条第1号
- (2) 奈良市老人医療費の助成に関する条例(昭和46年奈良市条例第22号)第3条第2号

(奈良市母子家庭医療費の助成に関する条例及び奈良市中心身障害者医療費の助成に関する条例の一部改正)

第2条 次に掲げる条例の規定中「標準負担額」を「食生活療養標準負担額及び同法第85条の2第2項に規定する生活療養標準負担額」に改める。

- (1) 奈良市母子家庭医療費の助成に関する条例(昭和48年奈良市条例第4号)第3条第1号
(2) 奈良市中心身障害者医療費の助成に関する条例(昭和47年奈良市条例第12号)第3条第1号

附則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年10月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 第1条の規定による改正後の奈良市乳幼児医療費の助成に関する条例及び奈良市老人医療費の助成に関する条例並びに第2条の規定による改正後の奈良市母子家庭医療費の助成に関する条例及び奈良市中心身障害者医療費の助成に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に行われた医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

(平成18年9月19日揭示済)

奈良市障害者自立支援法施行条例をここに公布する。

平成18年9月19日

奈良市長 藤原 昭

奈良市条例第44号

奈良市障害者自立支援法施行条例

(趣旨)

第1条 この条例は、障害者自立支援法(平成17年法律第123号。以下「法」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(審査会の委員の定数)

第2条 法第15条の規定により設置する本市の介護給付費等の支給に関する審査会の委員の定数は、30人以内とする。

(日常生活用具給付事業に係る費用負担)

第3条 法第77条第1項第2号に規定する日常生活上の便宜を図るための用具であって厚生労働大臣が定めるもの(以下「日常生活用具」という。)の給付を受ける者又はその扶養義務者は、日常生活用具の購入に通常要する費用の額を勘案して市長が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該日常生活用具の購入に要した費用の額を超えるときは、当該現に日常生活用具の購入に要した費用の額)の100分の10に相当する額を負担しなければならない。

(移動支援事業に係る費用負担)

第4条 法第77条第1項第3号に規定する移動支援事業を利用する者又はその扶養義務者は、移動支援事業の実施に通常要する費用の額を勘案して市長が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該移動支援事業の実施に要した費用の額を超えるときは、当該現に移動支援事業の実施に要した費用の額)の100分の5に相当する額を負担しなければならない。

(地域活動支援センター機能強化事業に係る費用負担)

第5条 法第77条第1項第4号に規定する事業のうち、地

域において雇用・就労が困難な障害者に対し、機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを提供する事業を利用する者又はその扶養義務者は、当該事業の実施に通常要する費用の額を勘案して市長が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該事業の実施に要した費用の額を超えるときは、当該現に事業の実施に要した費用の額)の100分の5に相当する額を負担しなければならない。

(訪問入浴サービス事業等に係る費用負担)

第6条 法第77条第3項の規定により市が実施する事業のうち、次に掲げる事業を利用する者又はその扶養義務者は、当該事業の実施に通常要する費用の額を勘案して市長が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該事業の実施に要した費用の額を超えるときは、当該現に事業の実施に要した費用の額)の100分の5に相当する額を負担しなければならない。

- (1) 身体障害者及び身体障害児の居宅を訪問し、浴槽を提供して入浴の介護を行う事業
(2) 日中、障害福祉サービス事業所、障害者支援施設、学校の空き教室等において、障害者及び障害児に活動の場を提供し、見守り、社会に適應するための日常的な訓練その他市長が認めた支援を行う事業
(費用負担の減免)

第7条 市長は、第3条から前条までに規定する事業を利用する障害者又は扶養義務者が次のいずれかに該当するときは、これらの規定による費用負担を軽減し、又は免除することができる。

- (1) 生活保護受給者であるとき。
(2) 第3条から前条までの規定による費用負担が、障害者又は扶養義務者の家計に与える影響その他の事情をしん酌して市長が定める額を超えるとき。
(3) 災害その他の特別の事情があることにより、第3条から前条までの規定による費用負担が困難であると認められるとき。

(端数計算)

第8条 第3条から第6条までの規定による費用負担の支払金額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

(罰則)

第10条 正当な理由なしに、法第9条第1項の規定による報告若しくは物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、又は同項の規定による当該職員の質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者は、10万円以下の過料に処する。

第11条 正当な理由なしに、法第10条第1項の規定による報告若しくは物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、

又は同項の規定による当該職員の質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、10万円以下の過料に処する。

第12条 法第24条第2項又は法第25条第2項の規定による受給者証の提出又は返還を求められてこれに応じない者は、10万円以下の過料に処する。

附則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年10月1日から施行する。
(奈良市介護給付費等の支給に関する審査会の委員の定数等を定める条例の廃止)
- 2 奈良市介護給付費等の支給に関する審査会の委員の定数等を定める条例(平成18年奈良市条例第19号)は、廃止する。
(経過的デイサービス事業に係る費用負担)
- 3 第6条に定めるもののほか、法第77条第3項の規定により市が実施する事業のうち、平成18年10月1日に地域活動支援センター等の事業に移行することが困難な障害者デイサービス事業所が、当該移行するまでの間(平成19年3月31日までに限る。)、継続してデイサービスを提供する事業を利用する者又はその扶養義務者は、当該事業の実施に通常要する費用の額を勘案して市長が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該事業の実施に要した費用の額を超えるときは、当該現に事業の実施に要した費用の額)の100分の5に相当する額を負担しなければならない。
- 4 第7条及び第8条の規定は、前項の規定による費用負担について準用する。

(平成18年9月19日揭示済)

奈良市総合福祉センター条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年9月19日

奈良市長 藤原 昭

奈良市条例第45号

奈良市総合福祉センター条例等の一部を改正する条例

(奈良市総合福祉センター条例の一部改正)

第1条 奈良市総合福祉センター条例(昭和59年奈良市条例第11号)の一部を次のように改正する。

第5条第2号中「身体障害者デイサービス及び児童デイサービス」を「児童のデイサービス」に改める。

第8条第2項及び第3項を削る。

第9条第1号及び第2号を次のように改める。

- (1) 障害者自立支援法(平成17年法律第123号)附則第58条第1項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた同法附則第52条の規定による改正前の知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第5条第4項に規定する知的障害者授産施設支援に関すること。

(2) 障害者自立支援法第5条第6項に規定する生活介護を行う「やすらぎ広場」の運営に関すること。

第11条第1号中「知的障害者福祉法の規定による支援費又は」を削る。

第12条第2項第1号を削り、同項第2号中「第9条第2号」を「第9条第1号及び第2号」に、「額」を「額(その額が現に事業に要した費用(同条第1項に規定する特定費用を除く。))の額を超えるときは当該現に事業に要した費用の額)」に改め、同号を同項第1号とし、同項第3号を同項第2号とする。

別表第1授産施設みどりの家の項中「土曜日」の次に「(ただし、「やすらぎ広場」は日曜日及び月曜日)」を加える。

(奈良市中心身障害者医療費の助成に関する条例の一部改正)

第2条 奈良市中心身障害者医療費の助成に関する条例(昭和47年奈良市条例第12号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「及び知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第18条又は身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第5条に規定する施設に収容されている者」を「並びに障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第5条第12項に規定する障害者支援施設、同条第1項の厚生労働省令で定める施設、独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法(平成14年法律第167号)第11条第1号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設及び身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第5条第2項に規定する医療保健施設に入所している者」に改める。

(奈良市旅館業法施行令に基づく構造設備の基準を定める条例の一部改正)

第3条 奈良市旅館業法施行令に基づく構造設備の基準を定める条例(平成15年奈良市条例第12号)の一部を次のように改正する。

別表第1項第3号中「第7条」を「第7条第1項」に改める。

(奈良市ラブホテル及びぱちんこ屋等建築等規制条例の一部改正)

第4条 奈良市ラブホテル及びぱちんこ屋等建築等規制条例(昭和58年奈良市条例第30号)の一部を次のように改正する。

別表第2第3号中「第7条」を「第7条第1項」に改める。

別表第3第2号を次のように改める。

(2) 障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第5条第12項に規定する障害者支援施設

別表第3中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号を第4号とし、第6号を第5号とする。

附則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年10月1日から施行する。
(経過措置)

2 第1条の規定による改正後の奈良市総合福祉センター条例第8条及び第12条第2項の規定は、平成18年10月1日以後の利用に係る使用料等及び利用料金について適用する。

(平成18年9月19日揭示済)

奈良市国民健康保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年9月19日

奈良市長 藤原 昭

奈良市条例第46号

奈良市国民健康保険条例の一部を改正する条例

奈良市国民健康保険条例(昭和34年奈良市条例第13号)

の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「30万円」を「35万円」に改める。

第8条の3第1号中「特定療養費」を「入院時生活療養費、保険外併用療養費」に改める。

附則第14項の見出しを「(平成18年度における一般被保険者に係る基礎賦課総額の特例)」に改め、同項中「平成17年度」を「平成18年度」に改め、「同条第1号中」の次に「、「入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費」とあるのは「、「健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)第11条の規定による改正前の法(以下「平成18年改正前国保法」という。)第52条の規定による入院時食事療養費、平成18年改正前国保法第53条の規定による特定療養費」と、」を加え、「法附則第16項」を「平成18年改正前国保法附則第17項」に改め、「相当する額」との次に「、「に係る入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費」とあるのは「に係る平成18年改正前国保法第52条の規定による入院時食事療養費、平成18年改正前国保法第53条の規定による特定療養費」と」を加え、「法附則第15項」を「平成18年改正前国保法附則第16項」に改める。

附則第21項中「第15項」を「第16項」に改め、同項を附則第22項とする。

附則第20項中「第17項」を「第18項」に改め、同項を附則第21項とする。

附則第19項中「第17項」を「第18項」に改め、同項を附則第20項とする。

附則中第18項を第19項とし、第15項から第17項までを1項ずつ繰り下げ、第14項の次に次の1項を加える。

(平成19年度から平成21年度までの各年度における一般被保険者に係る基礎賦課総額の特例)

15 平成19年度から平成21年度までの各年度における第8条の3の規定の適用については、同条第1号中「保健事業に要する費用の額」とあるのは「保健事業に要する費用の額、法附則第16項第1号に掲げる交付金を交付する事業に係る法附則第17項の規定による拠出金に相当する額及び法附則第16項第2号に掲げる交付金を交付する事業に係る法附則第17項の規定による拠出金の2分の1に相当する額」と、同条第2号中「その他」とあるのは「、

法附則第16項の規定による交付金その他」とする。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の奈良市国民健康保険条例第5条第1項の規定は、平成18年10月1日以後の出産に係る出産育児一時金について適用し、同日前の出産に係る出産育児一時金については、なお従前の例による。

(平成18年9月19日揭示済)

奈良市ならまちセンター条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年9月19日

奈良市長 藤原 昭

奈良市条例第47号

奈良市ならまちセンター条例等の一部を改正する条例

(奈良市ならまちセンター条例の一部改正)

第1条 奈良市ならまちセンター条例(平成元年奈良市条例第5号)の一部を次のように改正する。

第5条の3第1項中「午後9時30分」を「午後5時」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、別表に掲げる施設(駐車場を除く。)の使用については、午後9時30分までとする。

別表中「(第6条・第9条関係)」を「(第5条の3、第6条、第9条関係)」に改める。

(奈良市西部会館市民ホール条例の一部改正)

第2条 奈良市西部会館市民ホール条例(平成12年奈良市条例第41号)の一部を次のように改正する。

第3条の3第1項中「午後9時30分」を「午後5時」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、別表に掲げる施設の使用については、午後9時30分までとする。

別表中「(第4条・第6条関係)」を「(第3条の3、第4条、第6条関係)」に改める。

(奈良市北部会館条例の一部改正)

第3条 奈良市北部会館条例(平成16年奈良市条例第17号)の一部を次のように改正する。

第6条の2第1項中「午後9時30分」を「午後5時」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、別表に掲げる施設の使用については、午後9時30分までとする。

別表中「(第7条・第9条関係)」を「(第6条の2、第7条、第9条関係)」に改める。

附則

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

(平成18年9月19日揭示済)

奈良市自転車等の安全利用に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年9月19日

奈良市長 藤原 昭

奈良市条例第48号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例の一部を改正する条例

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第11条第2項中「3,000円」を「5,000円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 この条例による改正後の奈良市自転車等の安全利用に関する条例第11条第2項の規定は、平成19年4月1日以後に移動し、保管する自転車等について適用し、同日前別表第1に次のように加える。

に移動し、保管した自転車等については、なお従前の例による。

（平成18年9月19日揭示済）

奈良市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年9月19日

奈良市長 藤原 昭

奈良市条例第49号

奈良市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

奈良市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成3年奈良市条例第19号）の一部を次のように改正する。

登美ヶ丘駅周辺地区整備計画区域	大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）地区計画登美ヶ丘駅周辺地区計画の区域において地区整備計画が定められた区域
-----------------	--

別表第2 登美ヶ丘北地区整備計画区域の項を次のように改める。

登美ヶ丘北地区整備計画区域	住宅街区A地区	<p>次の各号に掲げる建築物以外の建築物</p> <p>(1) 共同住宅</p> <p>(2) 共同住宅で延べ面積の合計の2分の1以上を居住の用に供し、かつ、次のアからキまでの一に掲げる用途を兼ねるもの（2階以上の部分をこれらの用途に供するものを除く。）</p> <p>ア 事務所（その用途に供する部分の床面積の合計が50平方メートルを超えるもの又は汚物運搬用自動車若しくは危険物運搬用自動車のための駐車施設を同一敷地内に設けて業務を運営するものを除く。）</p> <p>イ 日用品の販売を主たる目的とする店舗又は食堂若しくは喫茶店</p> <p>ウ 理髪店、美容院、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、貸本屋その他これらに類するサービス業を営む店舗</p> <p>エ 洋服店、畳屋、建具屋、自転車店、家庭電気器具店その他これらに類するサービス業を営む店舗（原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。）</p> <p>オ 自家販売のために食品製造業（食品加工業を含む。）を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するもの（原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。）</p> <p>カ 学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する施設</p> <p>キ 美術品又は工芸品を製作するためのアトリエ又は工房（原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。）</p> <p>(3) 集会所</p> <p>(4) 診療所</p> <p>(5) 巡査派出所、公衆電話所、近隣に居住する者の利用に供する公園に設けられる公衆便所若しくは休憩所、路線バスの停留所の上家又は次のアからキまでの一に掲げる施設である建築物（別表第4において「巡査派出所等」という。）</p> <p>ア 電気通信事業法第120条第1項に規定する認定電気通信事業者が同項に規定する認定電気通信事業の用に供する電気通信交換所又は電報業務取扱所でこれらの執務の用に供する部分の床面積の合計が700平方メートル以内のもの</p> <p>イ 電気事業法第2条第1項第9号に規定する電気事業の用に供する開閉所又は変電所（電圧17万ボルト未満で、かつ、容量90万キロボルトアンペア未満のものに限る。）</p>
---------------	---------	---

	<p>ウ ガス事業法第2条第1項に規定する一般ガス事業又は同条第3項に規定する簡易ガス事業の用に供するバルブステーション、ガバナーステーション又は特定ガス発生設備（液化ガスの貯蔵量又は処理量が3.5トン以下のものに限る。）</p> <p>エ 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）第2条第3項に規定する液化石油ガス販売事業の用に供する供給設備である建築物（液化石油ガスの貯蔵量又は処理量が3.5トン以下のものに限る。）</p> <p>オ 水道法第3条第2項に規定する水道事業の用に供するポンプ施設（給水能力が毎分6立方メートル以下のものに限る。）</p> <p>カ 下水道法第2条第3号に規定する公共下水道の用に供する合流式のポンプ施設（排水能力が毎秒2.5立方メートル以下のものに限る。）又は分流式のポンプ施設（排水能力が毎秒1立方メートル以下のものに限る。）</p> <p>キ 都市高速鉄道のために供する停車場若しくは停留所（これらの執務のために供する部分の床面積の合計が200平方メートル以内のものに限る。）、開閉所又は変電所（電圧12万ボルト未満で、かつ、容量4万キロボルトアンペア未満のものに限る。）</p> <p>(6) 前各号の建築物に附属するもの（次のアからオまでに掲げるものを除く。）</p> <p>ア 自動車車庫で当該自動車車庫の床面積の合計に同一敷地内にある建築物に附属する自動車車庫の用途に供する工作物の築造面積（当該築造面積が300平方メートル以下である場合には、その値を減じた値）を加えた値が3,000平方メートル（同一敷地内にある建築物（自動車車庫の用途に供する部分を除く。）の延べ面積の合計が3,000平方メートル以下の場合においては、当該延べ面積の合計）を超えるもの</p> <p>イ 公告対象区域内の建築物に附属する自動車車庫で次の(ア)又は(イ)のいずれかに該当するもの</p> <p>(ア) 自動車車庫の床面積の合計に同一敷地内にある建築物に附属する自動車車庫の用途に供する工作物の築造面積を加えた値が10,000平方メートルを超えるもの</p> <p>(イ) 自動車車庫の床面積の合計に同一公告対象区域内にある建築物に附属する他の自動車車庫の床面積の合計及び当該公告対象区域内にある建築物に附属する自動車車庫の用途に供する工作物の築造面積を加えた値が、当該公告対象区域内の敷地ごとにアの規定により算定される自動車車庫の床面積の合計の上限の値を合算した値を超えるもの</p> <p>ウ 自動車車庫で3階以上の部分にあるもの</p> <p>エ 床面積の合計が15平方メートルを超える畜舎</p> <p>オ この表の付表に定める数量を超える危険物（同表に数量の定めのない場合にあつてはその数量を問わないものとし、地下貯蔵槽により貯蔵される第一石油類、アルコール類、第二石油類、第三石油類及び第四石油類を除く。）の貯蔵又は処理に供する建築物</p>
<p>住宅街区 B地区 （公園の 区域内を 除く。）</p>	<p>次の各号に掲げる建築物以外の建築物</p> <p>(1) 住宅（長屋、重ね建て住宅及び共同住宅を除く。次号において同じ。）</p> <p>(2) 住宅で延べ面積の2分の1以上を居住の用に供し、かつ、次のア又はイに掲げる用途を兼ねるもの（これらの用途に供する部分の床面積の合計が50平方メートルを超えるものを除く。）</p> <p>ア 学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する施設</p> <p>イ 美術品又は工芸品を製作するためのアトリエ又は工房（原動機を使用する場合にあつては、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。）</p> <p>(3) 前2号の建築物に附属するもの（次のアからオまでに掲げるものを除く。）</p> <p>ア 自動車車庫で当該自動車車庫の床面積の合計に同一敷地内にある建築物に附属する自動車車庫の用途に供する工作物の築造面積（当該築造面積が50平方メートル以下である場合には、その値を減じた値）を加えた値が600平方メートル（同一敷地内にある建築物（自動車車庫の用途に供する部分を除く。）の延べ面積の合計が600平方メートル以下である場合においては、当該延べ面積の合計）を超えるもの</p>

		<p>イ 公告対象区域内の建築物に附属する自動車車庫で次の(ア)又は(イ)のいずれかに該当するもの</p> <p>(ア) 自動車車庫の床面積の合計に同一敷地内にある建築物に附属する自動車車庫の用途に供する工作物の築造面積を加えた値が2,000平方メートルを超えるもの</p> <p>(イ) 自動車車庫の床面積の合計に同一公告対象区域内にある建築物に附属する他の自動車車庫の床面積の合計及び当該公告対象区域内にある建築物に附属する自動車車庫の用途に供する工作物の築造面積を加えた値が、当該公告対象区域内の敷地ごとにアの規定により算定される自動車車庫の床面積の合計の上限の値を合算した値を超えるもの</p> <p>ウ 自動車車庫で2階以上の部分にあるもの</p> <p>エ 床面積の合計が15平方メートルを超える畜舎</p> <p>オ この表の付表に定める数量を超える危険物（同表に数量の定めのない場合にあってはその数量を問わないものとし、地下貯蔵槽により貯蔵される第一石油類、アルコール類、第二石油類、第三石油類及び第四石油類を除く。）の貯蔵又は処理に供する建築物</p>
<p>住宅街区 C地区</p>	<p>(1) 住宅（共同住宅を除く。） (2) 寄宿舍又は下宿 (3) 1階部分を共同住宅の用に供するもの（その用途のための階段室、昇降路、エレベーターホール、受水槽その他これらに類するものの部分を除く。） (4) 公衆浴場</p>	
<p>教育街区</p>	<p>次の各号に掲げる建築物以外の建築物</p> <p>(1) 学校（高等専門学校、専修学校及び各種学校を除く。） (2) 保育所 (3) 巡査派出所 (4) 公衆電話所 (5) 路線バスの停留所の上家 (6) 前各号の建築物に附属するもの（次のアからオまでに掲げるものを除く。）</p> <p>ア 自動車車庫で当該自動車車庫の床面積の合計に同一敷地内にある建築物に附属する自動車車庫の用途に供する工作物の築造面積（当該築造面積が300平方メートル以下である場合には、その値を減じた値）を加えた値が3,000平方メートル（同一敷地内にある建築物（自動車車庫の用途に供する部分を除く。）の延べ面積の合計が3,000平方メートル以下の場合においては、当該延べ面積の合計）を超えるもの</p> <p>イ 公告対象区域内の建築物に附属する自動車車庫で次の(ア)又は(イ)のいずれかに該当するもの</p> <p>(ア) 自動車車庫の床面積の合計に同一敷地内にある建築物に附属する自動車車庫の用途に供する工作物の築造面積を加えた値が10,000平方メートルを超えるもの</p> <p>(イ) 自動車車庫の床面積の合計に同一公告対象区域内にある建築物に附属する他の自動車車庫の床面積の合計及び当該公告対象区域内にある建築物に附属する自動車車庫の用途に供する工作物の築造面積を加えた値が、当該公告対象区域内の敷地ごとにアの規定により算定される自動車車庫の床面積の合計の上限の値を合算した値を超えるもの</p> <p>ウ 自動車車庫で3階以上の部分にあるもの</p> <p>エ 床面積の合計が15平方メートルを超える畜舎</p> <p>オ この表の付表に定める数量を超える危険物（同表に数量の定めのない場合にあってはその数量を問わないものとし、地下貯蔵槽により貯蔵される第一石油類、アルコール類、第二石油類、第三石油類及び第四石油類を除く。）の貯蔵又は処理に供する建築物</p>	

別表第2に次のように加える。

登美ヶ丘駅周辺 地区整備計画区 域	A地区	<p>(1) 住宅又は住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもの（以下この項において「兼用住宅」という。）（次に掲げるものを除く。）</p> <p>ア 共同住宅</p> <p>イ 他の用途（次号から第10号までに掲げる用途を除く。）を併用するもので、3階以上の部分を住宅又は兼用住宅の用に供するもの</p> <p>(2) 寄宿舍又は下宿</p> <p>(3) 自動車教習所</p> <p>(4) 畜舎（次に掲げるものを除く。）</p> <p>ア ペットとして飼養する犬、猫等の小動物の畜舎で床面積の合計が15平方メートル以下のもの</p> <p>イ 動物病院及びペットショップの用途に供するもの</p> <p>(5) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの</p> <p>(6) 個室付浴場業に係る公衆浴場、ヌードスタジオ、のぞき劇場、ストリップ劇場、専ら異性を同伴する客の休憩の用に供する施設、専ら性的好奇心をそそる写真その他の物品の販売を目的とする店舗その他これらに類するもの</p> <p>(7) 工場（次に掲げるものを除く。）</p> <p>ア 自動車修理工場</p> <p>イ パン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類する食品製造業を営むもの</p> <p>(8) 倉庫業を営む倉庫</p> <p>(9) 奈良市ラブホテル及びぱちんこ屋等建築等規制条例（昭和58年奈良市条例第30号）第2条第2号に規定するラブホテル</p> <p>(10) この表の付表に定める危険物の貯蔵又は処理に供するもの（次に掲げるものを除く。）</p> <p>ア ガス事業法第2条第1項に規定する一般ガス事業又は同条第3項に規定する簡易ガス事業の用に供するバルブステーション、ガバナーステーション又は特定ガス発生設備</p> <p>イ 建築物に附属するもの</p>
	B地区	<p>(1) ホテル又は旅館</p> <p>(2) 自動車教習所</p> <p>(3) 畜舎（次に掲げるものを除く。）</p> <p>ア ペットとして飼養する犬、猫等の小動物の畜舎で床面積の合計が15平方メートル以下のもの</p> <p>イ 動物病院及びペットショップの用途に供するもの</p> <p>(4) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの</p> <p>(5) 工場（次に掲げるものを除く。）</p> <p>ア 自動車修理工場</p> <p>イ パン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類する食品製造業を営むもの</p> <p>(6) 倉庫業を営む倉庫</p> <p>(7) この表の付表に定める危険物の貯蔵又は処理に供するもの（建築物に附属するものを除く。）</p>
	C地区	<p>次の各号に掲げる建築物以外の建築物</p> <p>(1) 老人ホーム、保育所、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの</p> <p>(2) 巡査派出所</p> <p>(3) 公衆電話所</p> <p>(4) 近隣に居住する者の利用に供する公園に設けられる公衆便所又は休憩所</p> <p>(5) 路線バスの停留所の上家</p> <p>(6) 登美ヶ丘北地区整備計画区域住宅街区A地区の項の第1号、第4号及び第6号に掲げる建築物</p>

別表第3 登美ヶ丘北地区整備計画区域の項を次のように改める。

登美ヶ丘北地区 整備計画区域	住宅街区 A地区	10分の5
	住宅街区 B地区	10分の5
	教育街区	10分の4

別表第3の2 登美ヶ丘北地区整備計画区域の項を次のように改める。

登美ヶ丘北地区 整備計画区域	住宅街区 A地区	10分の24
	住宅街区 B地区	10分の8
	教育街区	10分の10

別表第3の2に次のように加える。

登美ヶ丘駅周辺 地区整備計画区域	A地区	次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める数値 (1) 敷地面積が500平方メートル以上の場合 10分の40 (2) 敷地面積が250平方メートル以上500平方メートル未満の場合 敷地面積の数値 (単位は平方メートル) から250を減じた数値に500分の4を乗じ、当該乗じて得た 数値に10分の20を加えた数値 (3) 敷地面積が250平方メートル未満の場合 10分の20
---------------------	-----	---

別表第4 登美ヶ丘北地区整備計画区域の項を次のように改める。

登美ヶ丘北地区 整備計画区域	住宅街区 A地区	300平方メートル	巡查派出所等の敷地
	住宅街区 B地区	165平方メートル	—————
	住宅街区 C地区	300平方メートル	巡查派出所等の敷地
	教育街区	1,000平方メートル	(1) 巡查派出所 (2) 公衆電話所 (3) 路線バスの停留所の上家

別表第4に次のように加える。

登美ヶ丘駅周辺 地区整備計画区域	B地区	500平方メートル	(1) 巡查派出所 (2) 公衆電話所 (3) 近隣に居住する者の利用に供する公園に 設けられる公衆便所又は休憩所 (4) 路線バスの停留所の上家
	C地区	1,000平方メートル	

別表第5 登美ヶ丘北地区整備計画区域の項を次のように改める。

登美ヶ丘北地区 整備計画区域	住宅街区 A地区	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面 から道路境界線までの距離は、次のと おりとする。 (1) 都市計画道路押熊真弓線及び幹線 道路1号線に面する部分については、 4メートル以上 (2) 準幹線道路1号線に面する部分に ついては、3メートル以上	—————
-------------------	-------------	--	-------

	教育街区	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から道路境界線までの距離は、次のとおりとする。 (1) 幹線道路1号線に面する部分については、10メートル以上 (2) 準幹線道路2号線及び歩道2号に面する部分については、3メートル以上	巡査派出所及び路線バスの停留所の上家
--	------	--	--------------------

別表第5に次のように加える。

登美ヶ丘駅周辺 地区整備計画区 域	A地区 B地区	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から道路境界線までの距離は、1メートル以上とする。	鉄道高架の工作物内に設ける事務所、店舗、倉庫その他これらに類する施設
	C地区	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から敷地境界線までの距離は、2メートル以上とする。	_____

附 則

この条例は、公布の日から施行する。
(平成18年9月19日揭示済)

奈良市消防本部及び消防署の設置等に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年9月19日

奈良市長 藤原 昭

奈良市条例第50号

奈良市消防本部及び消防署の設置等に関する条例等の一部を改正する条例

(奈良市消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部改正)

第1条 奈良市消防本部及び消防署の設置等に関する条例(昭和58年奈良市条例第16号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第11条第1項」を「第10条第1項」に改める。

(奈良市消防団条例の一部改正)

第2条 奈良市消防団条例(平成12年奈良市条例第20号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第15条第1項、第15条の2第2項及び第15条の6第1項」を「第18条第1項、第19条第2項及び第23条第1項」に改める。

(奈良市消防団員等公務災害補償条例の一部改正)

第3条 奈良市消防団員等公務災害補償条例(昭和41年奈良市条例第13号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第15条の7第1項」を「第24条第1項」に改める。

(奈良市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正)

第4条 奈良市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例(昭和39年奈良市条例第37号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第15条の8」を「第25条」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。
(平成18年9月19日揭示済)

奈良市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年9月19日

奈良市長 藤原 昭

奈良市条例第51号

奈良市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

奈良市消防団員等公務災害補償条例(昭和41年奈良市条例第13号)の一部を次のように改正する。

第8条第1号中「監獄」を「刑事施設」に改める。

第9条の2第1項第2号を次のように改める。

(2) 障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第5条第12項に規定する障害者支援施設(次号において「障害者支援施設」という。)に入所している場合(同条第6項に規定する生活介護(次号において「生活介護」という。)を受けている場合に限る。)

第9条の2第1項に次の1号を加える。

(3) 障害者支援施設(生活介護を行うものに限る。)に準ずる施設として規則で定めるものに入所している場合

附 則

この条例は、平成18年10月1日から施行する。ただし、第8条の改正規定は、公布の日から施行する。

(平成18年9月19日揭示済)

町の区域及び名称の変更に伴う関連条例の整理に関する条例をここに公布する。

平成18年9月25日

奈良市長 藤原 昭

奈良市条例第52号

町の区域及び名称の変更に伴う関連条例の整理に関する条例

(奈良市役所出張所設置条例の一部改正)

第1条 奈良市役所出張所設置条例(昭和30年奈良市条例第35号)の一部を次のように改正する。

別表奈良市西部出張所の項中「帝塚山南五丁目」の次に「、帝塚山西一丁目、帝塚山西二丁目」を、「中登美ヶ丘四丁目」の次に「、中登美ヶ丘六丁目」を加える。

(奈良市農業委員会の委員の選挙区に関する条例の一部改正)

第2条 奈良市農業委員会の委員の選挙区に関する条例(昭和41年奈良市条例第10号)の一部を次のように改正する。

本則の表第2選挙区の項中「中登美ヶ丘四丁目」の次に「、中登美ヶ丘六丁目」を、「帝塚山中町」の次に「、帝塚山西一丁目、帝塚山西二丁目」を加える。

(奈良市消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部改正)

第3条 奈良市消防本部及び消防署の設置等に関する条例(昭和58年奈良市条例第16号)の一部を次のように改正する。

別表奈良市西消防署の項中「中登美ヶ丘四丁目」の次に「、中登美ヶ丘六丁目」を、「帝塚山南五丁目」の次に「、帝塚山西一丁目、帝塚山西二丁目」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、平成18年12月4日から施行する。

- (1) 第1条中奈良市役所出張所設置条例別表奈良市西部出張所の項中「帝塚山南五丁目」の次に「、帝塚山西一丁目、帝塚山西二丁目」を加える改正規定
- (2) 第2条中奈良市農業委員会の委員の選挙区に関する条例本則の表第2選挙区の項中「帝塚山中町」の次に「、帝塚山西一丁目、帝塚山西二丁目」を加える改正規定
- (3) 第3条中奈良市消防本部及び消防署の設置等に関する条例別表奈良市西消防署の項中「帝塚山南五丁目」の次に「、帝塚山西一丁目、帝塚山西二丁目」を加える改正規定

(平成18年9月25日揭示済)

市立奈良病院使用料及び手数料条例の一部を改正する条

例をここに公布する。

平成18年9月27日

奈良市長 藤 原 昭

奈良市条例第53号

市立奈良病院使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

市立奈良病院使用料及び手数料条例(平成16年奈良市条例第42号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「入院時食事療養費に係る食事療養の費用の額の算定に関する基準」を「入院時食事療養費に係る食事療養及び入院時生活療養費に係る生活療養の費用の額の算定に関する基準」に改める。

別表第1初診時特定療養費の項中「初診時特定療養費」を「初診時療養費」に改め、同表入院特定療養費の項中「入院特定療養費」を「入院療養費」に改め、同表備考第1項中「入院特定療養費は、特定療養費に係る療養についての費用の額の算定方法(平成18年厚生労働省告示第101号)」を「入院療養費は、保険外併用療養費に係る療養についての費用の額の算定方法(平成18年厚生労働省告示第496号)」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の市立奈良病院使用料及び手数料条例第2条第1項及び別表第1の規定は、この条例の施行の日以後の診療等に係る使用料について適用し、同日前の診療等に係る使用料については、なお従前の例による。

(平成18年9月27日揭示済)

奈良市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年9月30日

奈良市長 藤 原 昭

奈良市条例第54号

奈良市手数料条例の一部を改正する条例

奈良市手数料条例(平成12年奈良市条例第4号)の一部を次のように改正する。

別表第13項中「第11条第1項」を「第11条の2第1項」に改め、同表第25項中「第8条第1項」を「第8条第1項本文」に改め、同項の次に次のように加える。

25の2	宅地造成等変更許可申請手数料	宅地造成等規制法第12条第1項に規定する宅地造成に関する工事の計画の変更の許可の申請に対する審査	変更許可申請1件につき、次に掲げる額を合算した額。ただし、その額が428,000円を超えるときは、その手数料の額は、428,000円とする。 (1) 宅地造成工事に関する設計の変更(次号のみに該当する場合を除く。)については、切土又は盛土をする土地の面積(次号に規定する変更を伴う場合にあつては変更前の切土又は盛土をする土地の面積、切土又は盛土をする土地の面積の縮小を伴う場合にあつては縮小後の切土又は盛土をする土地の面積)に応じ前項に規定する額に10分の1を乗じて得た額
------	----------------	--	---

2 法第115条の23の規定による変更の届出は、介護予防支援事業変更届出書（別記第38号様式）により行うものとする。

3 法第78条の5、法第115条の14及び法第115条の23の規定による事業の廃止、休止又は再開に係る届出は、廃止・休止・再開届出書（別記第39号様式）により行うものとする。

（指定の辞退）

第13条 法第78条の7の規定による指定の辞退は、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護事業指定辞退届出書（別記第40号様式）により行うものとする。

（指定の更新の申請）

第14条 法第78条の11、法第115条の19及び法第115条の28において準用する法第70条の2の規定による申請は、指定地域密着型サービス事業所・指定地域密着型介護予防サービス事業所・指定介護予防支援事業所指定更新申請書（別記第41号様式）により行うものとする。

（公示）

第15条 法第78条の10及び法第115条の18の規定による公示は、法第78条の10各号及び法第115条の18各号の措置に係る事業所に関する次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 介護保険事業所番号
- (2) 指定地域密着型サービス事業所又は指定地域密着型介護予防サービス事業所の名称及び所在地
- (3) 当該事業所の指定の申請者及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名及び住所
- (4) 指定、事業の廃止、指定の辞退、指定の取消し又は指定の効力の停止の年月日
- (5) サービスの種類

2 法第115条の27の規定による公示は、法第115条の27各号の措置に係る事業所に関する次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 介護保険事業所番号
- (2) 指定介護予防支援事業所の名称及び所在地
- (3) 当該事業所の指定の申請者及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名及び住所
- (4) 指定、事業の廃止、指定の辞退、指定の取消し又は指定の効力の停止の年月日

（地域包括支援センター設置の届出）

第16条 法第115条の39第3項の規定による届出は、地域包括支援センター設置届出書（別記第42号様式）により行うものとする。

（補則）

第17条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、その都度市長が定める。

別記第1号様式を次のように改める。

別記

第1号様式(第7条関係)

介護保険	要介護認定・要支援認定 要介護更新認定・要支援更新認定 要介護変更認定・要支援変更認定	申請書		新規	継続
			在宅		
			施設		

(あて先) 奈良市長

次のとおり、要介護認定・要支援認定を受けたいので申請します。

申請年月日	年	月	日
-------	---	---	---

申請者	住所	*申請者が被保険者本人の場合、申請者住所・氏名・本人との続柄欄は記載不要です。 〒 -		提出代行者	事業者番号										
	氏名		本人との続柄			電話 () -									
				(提出代行者の種類)											

被保者	住所	〒 -		被保険者番号											
	フリガナ			生年月日	年 月 日										
保険者	氏名	電話 () -		性別	男・女										
	認定調査先	住所 〒 -													
者	現在生活しているところ	入院・入所の場合はその名称 退院予定日 月 日 ただし、入院中に申請された場合は、原則、退院後自宅で認定調査を行いますのでご承知おきください。 電話 () -													
	昼間の連絡先(調査同席者)	電話 () -		氏名	本人との続柄										
	前回の結果等	要介護等状態区分	1	2	3	4	5	経過的要介護	要支援	1	2				
	有効期間	年 月 日から 年 月 日まで													
	変更申請の場合その理由	1 心身機能の悪化 2 心身機能改善 3 その他 ()													

主治医 (かかりつけ医)	医療機関名			医師名		
	所在地	〒 -		電話 () -	最終診察日	年 月 日

第2号被保険者(40歳以上65歳未満の医療保険加入者)のみ記入してください。

医療保険者名		医療保険被保険者証	記号	番号
特定疾病名				

同意欄

本人氏名 (代筆者・続柄)

処理欄	入力			
-----	----	--	--	--

(注) 余白に本人から調査内容、判定結果及び主治医意見書を居宅介護支援事業者等に提示することの同意を求める内容を記載する。

別記第2号様式及び第4号様式中「要介護変更認定」を「要介護・要支援変更認定」に改める。
第15号様式(第9条関係)

別記第15号様式から第17号様式までを次のように改める。

介護保険居宅介護(予防)サービス費等支給申請書
(年 月)

フリガナ 被保険者氏名			保険者番号				
			被保険者番号				
生年月日	年	月	日	性別	男・女		
住 所	〒			電話番号			
サービス費等の区分	1 居宅介護(予防)サービス費		2 特例居宅介護(予防)サービス費				
	3 居宅介護(予防)サービス計画費		4 特例居宅介護(予防)サービス計画費				
	5 施設介護サービス費		6 特例施設介護サービス費				
	7 地域密着型介護(予防)サービス費		8 特例地域密着型介護(予防)サービス費				
支払金額合計	円						
申請理由							
(あて先) 奈良市長 上記のとおり、関係書類を添えて居宅介護(予防)サービス費等の支給を申請します。 年 月 日 電話番号 申請者 住所 (被保険者) 氏名 ㊟ (連絡先)							
上記給付費の受領を次の者に委任します。 年 月 日 受任者 住所 _____ 氏名 _____ 被保険者 住所 _____ 氏名 _____ ㊟							

注意 この申請書の裏面に、当該月分の領収証及びサービス提供証明書又は居宅介護支援提供証明書若しくは介護予防支援提供証明書も併せて添付してください。

上記の給付費を下記の口座に振り込んでください。

口座振込 依頼欄	金融機関名	店舗名	預金種目	口座番号			
	銀行 信用金庫 信用組合 農協	本店 支店 出張所					
	金融機関コード	店舗コード	1 普通預金				
			2 当座預金				
			3 その他				
	フリガナ						
	口座名義人						

市記入欄

(注意) 口座振込は、原則として被保険者の口座をご記入ください。やむを得ない場合のみ、ご家族に受領委任をしたうえで、その方の口座をご記入ください。

第16号様式 (第9条関係)

介護保険 介護予防 福祉用具購入費支給申請書
居宅介護

フリガナ 被保険者氏名			保険者番号				
			被保険者番号				
生年月日	年	月	日	性別	男・女		
住所	〒			電話番号			
福祉用具名 (種目名及び商品名)	製造事業者及び 販売事業者名		購入金額	購入日			
			指定番号				
	(製)		円	年 月 日			
	(販)		指定番号				
	(製)		円	年 月 日			
	(販)		指定番号				
	(製)		円	年 月 日			
	(販)		指定番号				
福祉用具が 必要な理由							
(あて先) 奈良市長 上記のとおり関係書類を添えて介護保険介護予防・居宅介護福祉用具購入費の支給を申請します。 年 月 日 申請者 住所 (被保険者) 氏名 電話番号							
上記介護保険介護予防・居宅介護福祉用具購入費の受領を次の者に委任します。 年 月 日 受任者 住所 _____ 氏名 _____ ----- 委任者 住所 _____ 被保険者氏名 _____							

注意 この申請書の裏面に、領収証及び福祉用具のパンフレット等を添付してください。

「福祉用具が必要な理由」については、個々の用具ごとに記載してください。欄内に記載困難な場合は裏面に記載してください。

介護保険介護予防・居宅介護福祉用具購入費を下記の口座に振り込んでください。

口座振込 依頼欄	金融機関名	店舗名	預金種目	口座番号			
	銀行 信用金庫 信用組合 農協	本店 支店 出張所					
	金融機関コード	店舗コード	1 普通預金 2 当座預金 3 その他				
	フリガナ 口座名義人						

(注意) 口座振込は、原則として被保険者の口座をご記入ください。やむを得ない場合のみ、ご家族に受領委任をしたうえで、その方の口座をご記入ください。

第17号様式 (第9条関係)

介護保険 介護予防 住宅改修費支給申請書
居宅介護

フリガナ 被保険者氏名			保険者番号				
			被保険者番号				
生年月日	年	月	日	性別	男・女		
住所	〒			電話番号			
住宅の所有者	被保険者との関係 ()						
改修の内容・ 箇所及び規模				業者名			
				着工日	年	月	日
				完成日	年	月	日
改修費用	円						
(あて先) 奈良市長 上記のとおり関係書類を添えて介護保険介護予防・居宅介護住宅改修費の支給を申請します。 年 月 日 申請者 住所 (被保険者) 氏名 電話番号 ⑩							
上記介護保険介護予防・居宅介護住宅改修費の受領を次の者に委任します。 年 月 日 受任者 住所 _____ 氏名 _____ ----- 委任者 住所 _____ 被保険者氏名 _____ ⑩							

注意 この申請書の裏面に、領収証及び介護支援専門員等が作成した住宅改修が必要と認める理由を記載した書類、完成後の状態が確認できる書類等を添付してください。また、改修を行った住宅の所有者が当該被保険者でない場合は、所有者の承諾書も併せて添付してください。

介護保険介護予防・居宅介護住宅改修費を下記の口座に振り込んでください。

口座振込 依頼欄	金融機関名	店舗名	預金種目	口座番号			
	銀行 信用金庫 信用組合 農協	本店 支店 出張所					
	金融機関コード	店舗コード	1 普通預金 2 当座預金 3 その他				
	フリガナ 口座名義人						

(注意) 口座振込は、原則として被保険者の口座をご記入ください。やむを得ない場合のみ、ご家族に受領委任をしたうえで、その方の口座をご記入ください。

別記第18号様式中「介護保険高額介護（居宅支援）サービス費支給申請書」を「介護保険高額介護（予防）サービス費支給申請書」に、「高額介護（居宅支援）サービス費の」を「高額介護（予防）サービス費の」に、「高額介護（居宅支援）サービス費が」を「高額介護（予防）サービス費が」（その2）

ス費が」に、「高額介護（居宅支援）サービス費に」を「高額介護（予防）サービス費に」に、「やむをえない」を「やむを得ない」に改める。

別記第20号様式を同様式（その1）とし、同様式に（その2）として次のように加える。

介護保険負担限度額認定申請書
(市民税課税世帯における食費・居住費の特例減額措置)

フリガナ		被保険者氏名		保険者番号			
				被保険者番号			
生年月日		年 月 日生		性別	男・女		
住 所		〒		電話番号			
介護保険施設の所在地及び名称		〒		電話番号			
入所する居室の種別		1 ユニット型個室 2 ユニット型準個室		3 従来型個室			
入所年月日		年 月 日					
		氏 名		生年月日	性別	生計中心者に○印をつけてください	
世帯構成	世帯主			年 月 日	男・女		
	世帯員			年 月 日	男・女		
				年 月 日	男・女		
<p>(あて先) 奈良市長 上記のとおり食費及び居住費に係る特定負担限度額認定を申請します。 年 月 日 住 所 申請者 電話番号 氏 名 ㊟</p>							

市記入欄

交付年月日	備 考	
年 月 日		
適用年月日		
年 月 日 から		
有効期限		
年 月 日 まで		
		確認者
		/

別記第34号様式の次に次の8様式を加える。

第35号様式(第11条関係)

受付番号

(1枚目)

指定地域密着型サービス事業所・
指定地域密着型介護予防サービス事業所 指定申請書

年 月 日

(あて先) 奈良市長

所在地
申請者 名称
代表者氏名

㊟

介護保険法に規定する事業所に係る指定を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

事業所所在市町村番号

申請者	フリガナ							
	名称							
	主たる事務所の所在地	(郵便番号 -)						
	連絡先	電話番号		FAX番号				
	法人の種類			法人所轄庁				
	代表者の職名・氏名・生年月日	職名		フリガナ 氏名	生年月日			
指定を受けようとする事業所の種類	代表者の住所	(郵便番号 -)						
	事業所の所在地	(郵便番号 -)						
指定を受けようとする事業所の種類	同一所在地において行う事業の種類			実施事業	指定申請をする事業の事業開始予定年月日	既に指定を受けている事業の指定年月日	様式	
	地域密着型サービス	夜間対応型訪問介護						付表1
		認知症対応型通所介護						付表2
		小規模多機能型居宅介護						付表3
		認知症対応型共同生活介護						付表4
		地域密着型特定施設入居者生活介護						付表5
		地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護						付表6
	介護予防地域密着型サービス	介護予防認知症対応型通所介護						付表2
		介護予防小規模多機能型居宅介護						付表3
介護予防認知症対応型共同生活介護						付表4		
介護保険事業所番号						(既に指定を受けている場合)		
指定を受けている他市町村名								
医療機関コード等								

(2枚目)

- 備考
- 1 「受付番号」「事業所所在市町村番号」欄には記載しないでください。
 - 2 「法人の種別」欄は、申請者が法人である場合に、「社会福祉法人」「医療法人」「社団法人」「財団法人」「株式会社」「有限会社」等の別を記入してください。
 - 3 「法人所轄庁」欄は、申請者が認可法人である場合に、その主務官庁の名称を記載してください。
 - 4 「実施事業」欄は、今回申請するもの及び既に指定を受けているものについて、該当する欄に「○」を記入してください。
 - 5 「指定申請をする事業の事業開始予定年月日」欄は、該当する欄に事業の開始予定年月日を記載してください。
 - 6 「既に指定を受けている事業の指定年月日」欄は、介護保険法による指定事業者として指定された年月日を記載してください。
 - 7 保険医療機関、保険薬局、老人保健施設又は老人訪問看護ステーションとして既に医療機関コード等が付番されている場合には、そのコードを「医療機関コード等」欄に記載してください。複数のコードを有する場合には、適宜様式を補正して、そのすべてを記載してください。
 - 8 既に地域密着型サービス事業所の指定を受けている事業者が、地域密着型介護予防サービス事業所の指定を受ける場合において、記載事項に変更がないときには、「事業所の所在地」「申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名」当該申請に係る「事業開始予定年月日」を除いて、申請書への記載を省略できます。また、既に地域密着型介護予防サービス事業所の指定を受けている事業者が、地域密着型サービス事業所の指定を受ける場合においても同様です。

(3枚目)

付表1-1 夜間対応型訪問介護事業所の指定に係る記載事項

受付番号	
------	--

事業所	フリガナ							
	名称							
	所在地	(郵便番号 -)						
	連絡先	電話番号				FAX番号		
当該事業の実施について定めてある定款、寄附行為等の条文		第 条第 項第 号						
管理者	フリガナ				住所	(郵便番号 -)		
	氏名							
	生年月日							
	当該夜間対応型訪問介護事業所で兼務する他の職種 (兼務の場合のみ記入)							
オペレーションセンターの有無		有 ・ 無						
オペレーションセンターの箇所数		箇所						
予定利用者数	人 (うち他の市町村の予定利用者数 人)							
従業者の職種・員数	訪問介護員等				オペレーター		面接相談員	
	定期巡回サービス		随時訪問サービス					
	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務
	常勤(人)							
	非常勤(人)							
基準上の必要人数(人)								
適合の可否								
主な揭示事項	営業日							
	営業時間							
	利用料	法定代理受領分(1割負担分)						
		法定代理受領分以外						
	その他の費用							
通常の事業実施地域								
添付書類	別添のとおり							

- 備考
- 「受付番号」「基準上の必要人数」「適合の可否」欄には、記入しないでください。
 - 他の市町村の区域においても事業の実施を予定している場合、「予定利用者数」欄に他の市町村の予定利用者数を記入してください。
 - 記入欄が不足する場合は、適宜欄を設けて記載するか、別葉に記載した書類を添付してください。
 - 出張所等がある場合、所在地、営業時間等を別葉にして記載してください。また、従業者については、本様式に出張所に勤務する職員も含めて記載してください。
 - 当該指定地域密着型サービス以外のサービスを実施する場合には、当該指定地域密着型サービス部分とそれ以外のサービス部分の料金の状況が分かるような料金表を提出してください。

(4枚目)

付表1-2 夜間対応型訪問介護事業を事業所所在地以外の場所で一部実施する場合の記載事項

受付番号	
------	--

事業所	フリガナ			
	名称			
	所在地	(郵便番号 -)		
連絡先	電話番号		FAX番号	
主な 掲 示 事 項	営業日			
	営業時間			
	利用料	法定代理受領分(1割負担分)		
		法定代理受領分以外		
	その他の費用			
通常の事業実施地域				
添付書類	別添のとおり			

- 備考 1 「受付番号」欄には記入しないでください。
2 記入欄が不足する場合は、適宜欄を設けて記載するか、別葉に記載した書類を添付してください。

(5枚目)

付表2-1 認知症対応型通所介護事業所・介護予防認知症対応型通所介護事業所の指定に係る記載事項(単独型・併設型)

受付番号	
------	--

事業所	フリガナ							
	名称							
	所在地	(郵便番号 -)						
連絡先	電話番号			FAX番号				
当該事業の実施について定めてある定款、寄附行為等の条文				第	条第	項第	号	
併設事業所の種別、名称					事業所番号			
管理者	フリガナ			住所	(郵便番号 -)			
	氏名							
	生年月日							
	当該(介護予防)認知症対応型通所介護事業所で兼務する他の職種(兼務の場合のみ記入)							
	同一敷地内の他の事業所又は施設の従業者との兼務(兼務の場合のみ記入)		名称			事業所番号		
		兼務する職種及び勤務時間等						
従業者の職種・員数		生活相談員	看護職員	介護職員	機能訓練指導員			
常勤(人)								
非常勤(人)								
基準上の必要人数(人)								
適合の可否								
食堂及び機能訓練室の合計面積			基準上の必要数値		適合の可否			
			m ²		m ² 以上			
主な揭示事項	営業日	単位ごとの営業日						
	営業時間	単位ごとのサービス提供時間(送迎時間を除く。) (① : ~ : ② : ~ : ③ : ~ :)						
	利用定員	人(単位ごとの定員① 人② 人③ 人)						
	利用料	法定代理受領分(1割負担分)						
		法定代理受領分以外						
	食事の提供に要する費用							
通常の事業実施地域								
添付書類	別添のとおり							

- 備考
- 「受付番号」「基準上の必要人数」「基準上の必要数値」「適合の可否」欄は記入しないでください。
 - 記入欄が不足する場合は、適宜欄を設けて記載するか、別葉に記載した書類を添付してください。
 - 機能訓練指導員については、生活相談員、看護職員又は介護職員と兼務しない場合にのみ記載してください。
 - 従業者の員数については、総数を記載してください。出張所等がある場合については、当該出張所に従事する従業者の員数との合計数を記載してください。
 - 当該指定地域密着型(介護予防)サービス以外のサービスを実施する場合には、当該指定地域密着型(介護予防)サービス部分とそれ以外のサービス部分の料金の状況が分かるような料金表を提出してください。

(6枚目)

付表2-2 認知症対応型通所介護事業所・介護予防認知症対応型通所介護事業所の指定に係る記載事項(共用型)

受付番号	
------	--

事業所	フリガナ					
	名称					
	所在地	(郵便番号 -)				
	連絡先	電話番号			FAX番号	
当該事業の実施について定めてある定款、寄附行為等の条文				第 条第 項第 号		
種別				事業所番号		
名称				開設年月日		
本体の事業所の入居者を含めた利用者数			人	当該事業の利用定員	人	
管理者	フリガナ			住所	(郵便番号 -)	
	氏名					
	生年月日					
	当該(介護予防)認知症対応型通所介護事業所で兼務する他の職種(兼務の場合のみ記入)					
	同一敷地内の他の事業所又は施設の従業者との兼務(兼務の場合のみ記入)		名称			事業所番号
		兼務する職種及び勤務時間等				
従業者の職種・員数		生活相談員	看護職員	介護職員	機能訓練指導員	
常勤(人)						
非常勤(人)						
基準上の必要人数(人)						
適合の可否						
食堂及び機能訓練室の合計面積			m ²			
主な揭示事項	営業日	単位ごとの営業日				
	営業時間	単位ごとのサービス提供時間(送迎時間を除く) (① : ~ : ② : ~ : ③ : ~ :)				
	利用定員	人(単位ごとの定員① 人② 人③ 人)				
	利用料	法定代理受領分(一割負担分)				
		法定代理受領分以外				
	食事の提供に要する費用					
通常の事業実施地域						
添付書類	別添のとおり					

- 備考
- 「受付番号」「基準上の必要人数」「適合の可否」欄は記入しないでください。
 - 記入欄が不足する場合は、適宜欄を設けて記載するか、別葉に記載した書類を添付してください。
 - 「種別」欄には、認知症対応型共同生活介護事業所、地域密着型特定施設、地域密着型介護老人福祉施設の別を記入してください。
 - 機能訓練指導員については、生活相談員、看護職員又は介護職員と兼務しない場合にのみ記載してください。
 - 従業者の職種・員数については、本体事業と当該事業を併せた員数を記載してください。
 - 当該指定地域密着型(介護予防)サービス以外のサービスを実施する場合には、当該指定地域密着型(介護予防)サービス部分とそれ以外のサービス部分の料金の状況が分かるような料金表を提出してください。

(7枚目)

付表2-3 認知症対応型通所介護事業所・介護予防認知症対応型通所介護事業所を事業所所在地以外の場所で一部実施する場合の記載事項

受付番号	
------	--

事業所	フリガナ			
	名称			
	所在地	(郵便番号 -)		
連絡先	電話番号		FAX番号	
食堂及び機能訓練室の用に供する区画の合計面積		基準上の必要数値	適合の可否	
		m ²	m ² 以上	
主な 掲 示 事 項	営業日	単位ごとの営業日		
	営業時間	単位ごとのサービス提供時間(送迎時間を除く) (① : ~ : ② : ~ : ③ : ~ :)		
	利用定員	人(単位ごとの定員① 人② 人③ 人)		
	利用料	法定代理受領分(1割負担分)		
		法定代理受領分以外		
	食事の提供に要する費用			
通常の事業実施地域				

- 備考 1 「受付番号」「基準上の必要数値」「適合の可否」欄は記入しないでください。
 2 記入欄が不足する場合は、適宜欄を設けて記載するか、別葉に記載した書類を添付してください。
 3 一のローテーションにおいて、事業所を複数有するときは、適宜欄を設けて記載するか、別葉に記載した書類を添付してください。

(8枚目)

付表3-1 小規模多機能型居宅介護事業所・介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の指定に係る記載事項

受付番号	
------	--

事業所	フリガナ			
	名	称		
	所在地		(郵便番号 -)	
	連絡先	電話番号	FAX番号	
当該事業の実施について定めてある定款、寄附行為等の条文 第 条第 項第 号				
併設施設等	種別	名称	事業所番号	
管理者	フリガナ			(郵便番号 -)
	氏名	住所		
	生年月日			
	当該(介護予防)小規模多機能型居宅介護事業所で兼務する他の職種(兼務の場合のみ記入)			
併設する施設等の従業者との兼務(兼務の場合のみ記入)		名称	事業所番号	
		兼務する職種及び勤務時間等		
通いサービスの利用者数(推定数を記入)			人	
登録定員	人	通いサービスの利用定員	人	宿泊サービスの利用定員
従業者の職種・員数		介護従業者	うち看護職員	介護支援専門員
		専従	兼務	専従
		専従	兼務	専従
常勤(人)				
非常勤(人)				
常勤換算後の人数(人)				
基準上の必要人数(人)				
適合の可否				
建物構造概要	耐火構造物、準耐火構造物等の別			
	居間及び食堂の合計面積	m ²	基準上の必要面積	m ² 以上
	個室以外の宿泊室の合計面積	m ²	宿泊サービスの利用定員から個室の定員数を減じた数	人
		基準上の必要数値	m ² 以上	適合の可否
主な揭示事項	営業日			
	営業時間			
	登録定員		人	
	通いサービスの利用定員		人	
	宿泊サービスの利用定員		人	
	利用料		法定代理受領分(1割負担分)	
			法定代理受領分以外	
	食事の提供に要する費用			
	宿泊に要する費用			
通常の事業実施地域				
療協機関	名称	主な診療科名		
	名称	主な診療科名		
運営推進会議の有無		有・無		
添付書類		別添のとおり		

(9枚目)

- 備考
- 1 「受付番号」「基準上の必要人数」「基準上の必要面積」「基準上の必要数値」「適合の可否」欄には、記入しないでください。
 - 2 記入欄が不足する場合は、適宜欄を設けて記載するか、別葉に記載した書類を添付してください。
 - 3 「併設施設等」欄には、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設、指定介護療養型医療施設の別を記載してください。
 - 4 「協力歯科医療機関」がある場合は、「協力医療機関」欄に併せて記載してください。
 - 5 当該指定地域密着型（介護予防）サービス以外のサービスを実施する場合には、当該指定地域密着型（介護予防）サービス部分とそれ以外のサービス部分の料金の状況が分かるような料金表を提出してください。

(10枚目)

付表3-2 小規模多機能型居宅介護事業所・介護予防小規模多機能型居宅介護事業所を事業所所在地以外の場所で一部実施する場合の記載事項

受付番号	
------	--

事業所	フリガナ							
	名称							
	所在地	(郵便番号 -)						
連絡先	電話番号				FAX番号			
建物構造概要	耐火構造物、準耐火構造物等の別							
	居間及び食堂の合計面積	㎡		基準上の必要面積	㎡以上		適合の可否	
	個室以外の宿泊室の合計面積	㎡		宿泊サービスの利用定員から個室の定員数を減じた数	人	基準上の必要数値	㎡以上	適合の可否
主な揭示事項	登録定員	人						
	通いサービスの利用定員	人						
	宿泊サービスの利用定員	人						
	利用料	法定代理受領分(1割負担分)						
		法定代理受領分以外						
	食事の提供に要する費用							
	宿泊に要する費用							
通常の事業実施地域								

- 備考 1 「受付番号」「基準上の必要面積」「基準上の必要数値」「適合の可否」欄は記入しないでください。
2 記入欄が不足する場合は、適宜欄を設けて記載するか、別葉に記載した書類を添付してください。

(11枚目)

付表4 認知症対応型共同生活介護事業所・介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の指定に係る記載事項

受付番号	
------	--

事業所	フリガナ						
	名称						
	所在地	(郵便番号 -)					
	連絡先	電話番号	FAX番号				
当該事業の実施について定めてある定款、寄附行為等の条文			第 条第 項第 号				
管理者	フリガナ			住所	(郵便番号 -)		
	氏名						
	生年月日						
	当該事業所で兼務する他の職種 (兼務の場合のみ記入)						
	同一敷地内の他の事業所又は施設の従業者との兼務 (兼務の場合のみ記入)		名称	事業所番号			
		兼務する職種及び勤務時間等					
共同生活住居数	戸	①	②				
利用者数 (推定数を記入)	人	人	人				
従業者の職種・員数		介護従業者		介護従業者		計画作成担当者	
		専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務
		常勤 (人)					
		非常勤 (人)					
		常勤換算後の人数 (人)					
		基準上の必要人数 (人)					
適合の可否							
主な揭示事項	居室数		室 (うち個室 室)	室 (うち個室 室)			
	利用定員		人	人			
	利用料	法定代理受領分 (1割負担分)					
		法定代理受領分以外					
その他の費用							
機 関 協 力 医 療	名称			主な診療科名			
	名称			主な診療科名			
耐火構造物、準耐火構造物等の別							
運営推進会議の有無			有 ・ 無				
添付書類		別添のとおり					

備考 1 「受付番号」「基準上の必要人数」「適合の可否」欄は、記入しないでください。
 2 記入欄が不足する場合は、適宜欄を設けて記載するか、別葉に記載した書類を添付してください。
 3 「協力歯科医療機関」がある場合は、「協力医療機関」欄に併せて記載してください。
 4 当該指定地域密着型 (介護予防) サービス以外のサービスを実施する場合には、当該指定地域密着型 (介護予防) サービス部分とそれ以外のサービス部分の料金の状況が分かるような料金表を提出してください。

(12枚目)

付表5 地域密着型特定施設入居者生活介護事業所の指定に係る記載事項

受付番号	
------	--

事業所	フリガナ										
	名称										
	所在地		(郵便番号 -)								
	連絡先	電話番号	FAX番号								
当該事業の実施について定めてある定款、寄附行為等の条文			第 条第 項第 号								
施設の区分	有料老人ホーム		施設開設年月日								
	軽費老人ホーム		施設開設年月日								
	高齢者専用賃貸住宅		施設開設年月日								
管理者	フリガナ			(郵便番号 -)							
	氏名	住所									
	生年月日										
	当該特定施設で兼務する他の職種 (兼務の場合のみ記入)										
	同一敷地内の他の事業所又は施設の従業者との兼務 (兼務の場合記入)	名称	事業所番号								
		兼務する職種及び勤務時間等									
利用者数 (推定数を記入)		人 (前年の平均値、新規の場合は推定数を記入)									
		要介護者		人							
従業者の職種・員数		生活相談員		看護職員		介護職員		機能訓練指導員		計画作成担当者	
		専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務
		常勤 (人)									
		非常勤 (人)									
		常勤換算後の人数 (人)									
		基準上の必要人数 (人)									
適合の可否											
主示事項	入居定員										
	居室数										
	利用料		法定代理受領分 (1割負担分)		法定代理受領分以外						
	その他の費用										
協力医療機関	名称				主な診療科名						
	名称				主な診療科名						
	名称				主な診療科名						
建物概要	耐火建築物、準耐火建築物等の別										
	介護居室の1室の最大定員		人		基準上の必要数値		人以下		適合の可否		
運営推進会議の有無		有 ・ 無									
添付書類		別添のとおり									

- 備考 1 「受付番号」「基準上の必要人数」「基準上の必要数値」「適合の可否」欄には、記入しないでください。
 2 記入欄が不足する場合は、適宜欄を設けて記載するか、別葉に記載した書類を添付してください。
 3 「協力歯科医療機関」がある場合は、「協力医療機関」欄に併せて記載してください。
 4 当該指定地域密着型サービス以外のサービスを実施する場合には、当該指定地域密着型サービス部分とそれ以外のサービス部分の料金の状況が分かるような料金表を提出してください。

(13枚目)

付表6 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の指定に係る記載事項

受付番号	
------	--

施設	フリガナ									
	名称									
	所在地	(郵便番号 -)								
	連絡先	電話番号			FAX番号					
当該事業の実施について定めてある定款、寄附行為等の条文 第 条第 項第 号										
管理者	フリガナ			住所	(郵便番号 -)					
	氏名									
	生年月日			同一敷地内の他の事業所、施設又は本体施設の従業者との兼務 (兼務の場合のみ記入)		名称	事業所番号			
			兼務する職種及び勤務時間等							
本体施設の有無		有・無								
併設事業所の有無		有・無		併設事業所の名称、定員						
短期入所生活介護の実施の有無		有・無		事業の実施形態		空床型・併設型				
入居者数 (推定数を記入)		人		短期入所利用者数 (併設型の場合)		人 (推定数を記入)				
従業者の職種・員数		医師		生活相談員		介護職員		看護職員		
		専従	*兼務	専従	*兼務	専従	*兼務	専従	*兼務	
地域密着型介護老人福祉施設及び短期入所生活介護従事者数		常勤 (人)								
		非常勤 (人)								
常勤換算後の人数 (人)										
基準上の必要人数 (人)										
適合の可否										
		栄養士		機能訓練指導員		介護支援専門員		栄養士を配置しない場合の措置		
		専従		*兼務		専従		*兼務		
地域密着型介護老人福祉施設及び短期入所生活介護従事者数		常勤 (人)								
		非常勤 (人)								
常勤換算後の人数 (人)										
基準上の必要人数 (人)										
適合の可否										
設備基準上の数値記載項目等		地域密着型介護老人福祉施設			短期入所生活介護					
		基準上の必要値			適合の可否			基準上の必要値		
居室	1室の最大定員		人	人以下		人	人以下			
	入所者1人あたりの最小床面積		m ²	m ²		m ²	m ²			
食堂と機能訓練室の合計面積		m ²		m ²		m ²		m ²		
廊下	片廊下の幅		m	m		m	m			
	中廊下の幅		m	m		m	m			
主な揭示事項										
入所 (利用)定員			人			人				
利用料	法定代理受領分 (1割負担分)									
	法定代理受領分以外									
その他の費用										
療機関	名称					主な診療科名				
	名称					主な診療科名				
運営推進会議の有無			有・無							
添付書類			別添のとおり							

(14枚目)

- 備考
- 1 「受付番号」「基準上の必要人数」「基準上の必要値」「適合の可否」欄は、記入しないでください。
 - 2 記入欄が不足する場合は、適宜欄を設けて記載するか、別葉に記載した書類を添付してください。
 - 3 「短期入所生活介護を実施している場合の事業の実施形態（空床型・併設型の別）」については、空床型・併設型のいずれか一方又は両方に○を付してください。
 - 4 短期入所生活介護を実施していない場合は、短期入所生活介護の主な揭示事項、設備基準上の数値記載項目等欄については、記載を要しません。
 - 5 「※兼務」欄は、短期入所生活介護以外との兼務を行う職員について記載してください。
 - 6 介護支援専門員に代えて介護の提供に係る計画等の作成に関し経験のある生活相談員等を配置する場合には、その員数は、「介護支援専門員等」欄に記載してください。
 - 7 当該指定地域密着型介護福祉施設サービス以外のサービスを実施する場合には、当該指定地域密着型介護福祉施設サービス部分とそれ以外のサービス部分の料金の状況が分かるような料金表を提出してください。

第36号様式（第11条関係）

受付番号

指定介護予防支援事業所 指定申請書

年 月 日

（あて先）奈良市長

所在地
申請者 名称
代表者氏名

㊟

介護保険法に規定する指定介護予防支援事業所に係る指定を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

事業所所在市町村番号

申 請 者	フリガナ					
	名 称					
	主たる事務所の所在地	(郵便番号 -)				
	連絡先	電話番号		FAX番号		
	法人の種類別			法人所轄庁		
	代表者の職名・氏名・生年月日	職名		フリガナ 氏名	生年月日	
	代表者の住所	(郵便番号 -)				
	事業所等の所在地	(郵便番号 -)				
当該申請に係る事業の開始の予定年月日			地域包括支援センターの設置年月日（設置している場合に記入）			

- 備考
- 「受付番号」「事業所所在市町村番号」欄には記載しないでください。
 - 「法人の種類別」欄は、申請者が法人である場合に、「社会福祉法人」「医療法人」「社団法人」「財団法人」等の別を記入してください。
 - 「法人所轄庁」欄は、申請者が認可法人である場合に、その主務官庁の名称を記載してください。
 - 地域包括支援センターの設置の届出を既に行っている場合において、既に当該市町村長に提出している事項に変更がないときは、これらの事項に係る申請書の記載又は書類の提出を省略することができます。

第37号様式（第12条関係）

地域密着型サービス事業
地域密着型介護予防サービス事業 変更届出書

年 月 日

（あて先）奈良市長

所在地
届出者 名称
代表者氏名 ㊟

次のとおり指定を受けた地域密着型サービス事業（地域密着型介護予防サービス事業）の内容を変更しましたので届け出ます。

		介護保険事業所番号											
指定内容を変更した事業所（施設）		名称											
		所在地											
サービスの種類													
変更があった事項		変更の内容											
1	事業所・施設の名称	(変更前)											
2	事業所・施設の所在地												
3	申請者の名称												
4	主たる事務所の所在地												
5	代表者の氏名、住所及び職名、生年月日												
6	定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等（当該事業に関するものに限る。）												
7	事業所・施設の建物の構造、専用区画等												
8	事業所・施設の管理者の氏名及び住所、生年月日、経歴	(変更後)											
9	運営規程												
10	協力医療機関（病院）・協力歯科医療機関												
11	介護老人福祉施設、介護老人保健施設、病院等との連携・支援体制												
12	地域密着型介護サービス費の請求に関する事項												
13	役員の氏名及び住所、生年月日												
14	介護支援専門員の氏名及びその登録番号												
15	本体施設の概要、本体施設との移動経路等												
16	併設施設の状況等												
変 更 年 月 日		年 月 日											

備考 1 該当項目番号に○を付してください。
2 変更内容が分かる書類を添付してください。

第38号様式（第12条関係）

介護予防支援事業変更届出書

年 月 日

（あて先）奈良市長

所在地
届出者 名称
代表者氏名

㊟

次のとおり指定を受けた介護予防支援事業の内容を変更しましたので届け出ます。

		介護保険事業所番号										
指定内容を変更した事業所		名称										
		所在地										
変更があった事項		変更の内容										
1	事業所の名称	(変更前)										
2	事業所の所在地											
3	主たる事務所の所在地											
4	代表者の氏名、住所及び職名、生年月日											
5	定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等 (当該事業に関するものに限る。)											
6	事業所の平面図											
7	事業所の管理者の氏名、住所及び生年月日及び経歴	(変更後)										
8	運営規程											
9	事業に係る介護予防サービス計画費の請求に関する事項											
10	役員の氏名及び住所、生年月日											
11	介護支援専門員の氏名及びその登録番号											
変 更 年 月 日		年 月 日										

- 備考 1 該当項目番号に○を付してください。
2 変更内容が分かる書類を添付してください。

第39号様式（第12条関係）

廃止・休止・再開届出書

年 月 日

（あて先）奈良市長

所在地
届出者 名称
代表者氏名

印

次のとおり事業の廃止（休止・再開）をしましたので届け出ます。

介護保険事業所番号														
廃止（休止・再開）する事業所	名称													
	所在地													
廃止・休止・再開の別	廃止・休止・再開													
廃止・休止・再開した年月日	年 月 日													
廃止・休止した理由														
現にサービス又は支援を受けていた者に対する措置（廃止・休止した場合のみ）														
休止予定期間	年 月 日～ 年 月 日													

備考 事業の再開に係る届出にあっては、施行規則に定める当該事業に係る従業員の勤務の体制及び勤務形態に関する書類を添付してください。

第40号様式（第13条関係）

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護事業指定辞退届出書

年 月 日

（あて先）奈良市長

所在地
届出者 名称
代表者氏名

印

次のとおり地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護事業の指定を辞退したいので届け出ます。

	介護保険事業所番号																			
指定を辞退する施設	名称																			
	所在地																			
指定を受けた年月日	年 月 日																			
指定を辞退する年月日	年 月 日																			
指定を辞退する理由																				
現に施設に入所している者に対する措置																				

注 指定を辞退する日の1月前までに届け出てください。

第41号様式（第14条関係）

受付番号	
------	--

指定地域密着型サービス事業所
 指定地域密着型介護予防サービス事業所
 指定介護予防支援事業所

指定更新申請書

年 月 日

（あて先）奈良市長

所在地
 申請者 名 称
 代表者氏名 ㊟

介護保険法に規定する指定地域密着型サービス事業所・指定地域密着型介護予防サービス事業所・指定介護予防支援事業所に係る指定の更新を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

事業所所在市町村番号	
------------	--

申 請 者	フリガナ			
	名 称			
	主たる事務所の所在地	(郵便番号 -)		
	連絡先	電話番号	FAX番号	
	法人の種類別	法人所轄庁		
	代表者の職名・氏名・生年月日	職名	フリガナ 氏名	生年月日
	代表者の住所	(郵便番号 -)		
事 業 所	フリガナ			
	名 称			
	所在地	(郵便番号 -)		
	連絡先	電話番号	FAX番号	
	当該事業所の所在地以外の場所に当該事業所の一部として使用される事務所を有するとき			
	フリガナ			
	名 称			
所在地	(郵便番号 -)			
連絡先	電話番号	FAX番号		
現に受けている指定の有効期間満了日				
役員の名、生年月日及び住所		別添のとおり		
誓約書		別添のとおり		
介護支援専門員の氏名及びその登録番号		別添のとおり		

備考 1 「受付番号」「事業所所在市町村番号」欄には記載しないでください。
 2 別添資料については、指定申請時の様式を参照してください。

第42号様式（第16条関係）

受付番号

地域包括支援センター設置届出書

年 月 日

（あて先）奈良市長

所在地
届出者 名称
代表者氏名

印

次のとおり介護保険法に規定する地域包括支援センターを設置するので、関係書類を添えて届け出ます。

事業所所在市町村番号

届出者	フリガナ			
	名称			
	主たる事務所の所在地	(郵便番号 -)		
	連絡先	電話番号	FAX番号	
	法人の種別	法人所轄庁		
	代表者の職名・氏名・生年月日	職名	フリガナ 氏名	生年月日
	代表者の住所	(郵便番号 -)		
事業所等の所在地	(郵便番号 -)			
地域包括支援センター設置の予定年月日		担当する区域		

- 備考 1 「受付番号」「事業所所在市町村番号」欄には記載しないでください。
- 2 「法人の種別」欄は、「社会福祉法人」「医療法人」「社団法人」「財団法人」等の別を記入してください。
- 3 「法人所轄庁」欄は、申請者が認可法人である場合に、その主務官庁の名称を記載してください。
- 4 「職員の職種及び員数」「職員の氏名・生年月日・住所及び経歴」「営業日及び営業時間」については別葉を添付してください。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(平成18年9月26日揭示済)

奈良市国民健康保険規則の一部を改正する規則をここに
公布する。

平成18年9月28日

奈良市長 藤 原 昭

奈良市規則第74号

奈良市国民健康保険規則の一部を改正する規則

奈良市国民健康保険規則（昭和34年奈良市規則第11号）
の一部を次のように改正する。

第12条第1項中「出産育児一時金支給申請書」を「国民
健康保険出産育児一時金支給申請書」に、「葬祭費支給申
請書」を「国民健康保険葬祭費支給申請書」に改め、同条
第2項中「出産育児一時金支給申請書」を「国民健康保険
出産育児一時金支給申請書」に改める。

別記第2号様式及び第3号様式を次のように改める。

第2号様式(第12条関係)

課
出張所
行政センター

支給予定日	年 月 日		
被保険者証 記号 番号	奈1	○母子手帳 ○戸籍簿照合により確認 ○住民票により確認	確認者

国民健康保険出産育児一時金支給申請書

金額		円	
出生 児 関 係 事 項	生母氏名	生母の資格取得年月日 年 月 日	出産前6箇月以内の国保資格取得 有 <input type="checkbox"/> 他の国保 <input type="checkbox"/> 社保扶養 <input type="checkbox"/> 社保本人(□資格1年未満) <input type="checkbox"/> その他 () 無 <input type="checkbox"/>
	出生日 年 月 日	分べんの種類 <input type="checkbox"/> 出生 <input type="checkbox"/> 死産(週)	
	出生児氏名		

振込 指 定 先	金融機関名	銀行・信金・信組 労金・農協	本店	支店 出張所
	預金の種別	1 普通 2 当座 3 貯蓄	口座番号	フリガナ 名義人 (世帯主)

上記のとおり支給申請します。

年 月 日

住所

※申請者(世帯主)

氏名

印

電話 ()

(あて先) 奈良市長

※ 申請者・振込指定先口座の名義人が世帯主以外の場合は、委任状又は申立書を添付してください。

事務処理欄

事務処理欄

第3号様式(第12条関係)

課
出張所
行政センター

支給予定日	年 月 日		
被保険者証 記号 番号	奈1	<input type="checkbox"/> 埋火葬許可証 <input type="checkbox"/> 戸籍簿照合により確認 <input type="checkbox"/> 死亡診断書 <input type="checkbox"/> 住民票により確認	確認者

国民健康保険葬祭費支給申請書

金額	円
----	---

死亡者関係事項	死亡者氏名	葬儀執行年月日
	年 月 日	年 月 日
	死亡年月日	申請者の続柄 (死亡された方からみて)
	年 月 日	

振込指定先	金融機関名	銀行・信金・信組 労金・農協	本店	支店 出張所
	預金の種類別	口座番号	フリガナ	
	1 普通 2 当座 3 貯蓄		名義人 (葬儀執行人)	

上記のとおり申請します。

年 月 日

住所

※申請者(葬儀執行人)

氏名

㊞

電話 ()

(あて先) 奈良市長

※ 申請者・振込指定先口座の名義人が葬儀執行人以外の場合は、委任状又は申立書を添付してください。

事務処理欄

[Empty box for administrative processing]

別記第6号様式を次のように改める。

第6号様式(第16条関係)

国民健康保険料減免申請書

日
月
年

(あて先) 奈良市長

住所氏名
電話

印

()

年度国民健康保険料額	調定コード	記号番号	—
第1期	第3期	第5期	第6期
第2期	第4期		
第3期	第5期		
第4期	第6期		
第5期	第7期		
第6期	第8期		
第7期	第9期		
第8期	第10期		
第9期			
第10期			
(減免を受けようとする理由)			

附 則

この規則は、平成18年10月1日から施行する。
(平成18年9月28日揭示済)

奈良市建築物における駐車施設の附置及び管理に関する
条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年9月28日

奈良市長 藤原 昭

奈良市規則第75号

奈良市建築物における駐車施設の附置及び管理に関
する条例施行規則の一部を改正する規則

奈良市建築物における駐車施設の附置及び管理に関する
条例施行規則(平成2年奈良市規則第3号)の一部を次の
ように改正する。

第3条第1号中「盲学校、ろう学校、養護学校」を「中
等教育学校、高等専門学校、特別支援学校」に改め、同条
第2号中「第7条」を「第7条第1項」に改める。

附 則

この規則は、平成18年10月1日から施行する。ただし、
第3条第1号の改正規定は、平成19年4月1日から施行す
る。

(平成18年9月28日揭示済)

奈良市保健所長事務委任規則の一部を改正する規則をこ
こに公布する。

平成18年9月28日

奈良市長 藤原 昭

奈良市規則第76号

奈良市保健所長事務委任規則の一部を改正する規則
奈良市保健所長事務委任規則(平成14年奈良市規則第58
号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第6号中「臨床検査技師、衛生検査技師等
に関する法律」を「臨床検査技師等に関する法律」に改め、
同号ク中「28の項」を「27の項」に改め、同項第14号中
「15の項」を「14の項」に改め、同項第15号中「25の項」
を「24の項」に改め、同項第16号中「27の項」を「26の項」
に改め、同項第17号中「29の項」を「28の項」に改め、同
項第18号中「30の項」を「29の項」に改め、同項第19号中
「31の項」を「30の項」に改め、第25号に次のように加え
る。

- ミ 特定動物の飼養又は保管の方法の細目(平成18年
環境省告示第22号。以下この号において「告示」と
いう。)第3条第1号イただし書の規定による特定
飼養施設外飼養・保管届出書の受理に関すること。
- ム 告示第3条第2号ただし書の規定による第三者が
容易に特定動物に接触しないよう講じる措置の実施
及び人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれか
ある動物である等の旨を表示した標識の掲出をしな
いことについての認定に関すること。
- メ 告示第3条第3号本文の規定による特定動物飼養・
保管数増減届出書の受理に関すること。
- モ 告示第3条第3号ロの規定による飼養又は保管を

した特定動物に係る報告書の受理に関すること。

第2条第1項第29号サ中「26の項」を「25の項」に改め、同項第30号キ中「22の項」を「21の項」に改め、同項第36号中「36の項」を「35の項」に改め、同項第41号中「24の項」を「23の項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(平成18年9月28日揭示済)

奈良市国民健康保険料収納嘱託員に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年9月29日

奈良市長 藤 原 昭

奈良市規則第77号

奈良市国民健康保険料収納嘱託員に関する規則の一部を改正する規則

奈良市国民健康保険料収納嘱託員に関する規則（平成元年奈良市規則第43号）の一部を次のように改正する。

第10条第4項に次の1号を加える。

- (3) 被保険者の異動状況について実態調査を行った世帯数に1,000円を乗じて得た額

附 則

この規則は、平成18年10月1日から施行する。

(平成18年9月29日揭示済)